

地域農水産物等 首都圏販路拡大等支援業務 公募型プロポーザル実施要領

令和3年3月11日

静岡市 経済局 商工部 産業政策課

1 業務の目的

本業務は、静岡県中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下、「中部5市2町」という。）の日本酒等の「酒」及び「農水産物」（以下「地域農水産物等」という。）について、首都圏の消費者によるオンラインでの調理ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を通じて、商品の調理方法や背景情報への理解を深めるとともに、新たな購入のきっかけ作りを行う。

またワークショップに食品バイヤーを招待し、地域農水産物等の生産者と消費者の交流を見せることで、首都圏での販路拡大等につなげることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度 経商産政委第7号 地域農水産物等 首都圏販路拡大等支援業務

(2) 業務内容

別紙「地域農水産物等 首都圏販路拡大等支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

(4) 見積上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を見積金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い

3 参加資格

この企画提案に参加するためには、次の条件を全て満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）による入札参加停止の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。

(4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3項に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。

4 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和3年 3月11日(木)	産業政策課ホームページ上で 公開します。
質問受付期間	3月11日(木)から 3月17日(水)午後5時まで	質問票【様式4】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	3月24日(水)午後5時まで	静岡市役所 清水庁舎まで持参 又は郵送 ※詳細は「6」記載のとおり
事前審査結果の通知 (実施した場合)	3月26日(金)午後5時まで	※詳細は「8(1)」記載のとおり
書面審査	3月30日(火)までに実施	※詳細は「8(2)」記載のとおり
審査結果の通知	3月31日(水)中	ヒアリング審査の参加者に 電話及び書面にて通知します (書面は後日送付)

※ 審査結果等についての問合せには回答しない。

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式3】に記載の上、提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

なお、質問メールのタイトルは「地域農水産物等 首都圏販路拡大等支援業務 質問票(業者名)」とすること。

(2) 提出先

静岡市産業政策課 E-mail: sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

(3) 受付期間

令和3年3月11日(木)から3月17日(水)午後5時まで

(4) 回答方法

回答を作成次第、3月19日(金)までにホームページに掲載する。

6 提出書類等

(1) 提出書類

①企画提案書【様式1】

②会社概要書【様式2】

③商業登記簿謄本(直近3か月以内のもの) ※コピー可

④納税証明書(直近3か月以内のもの) ※コピー可

- ・国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
- ・市税:静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

⑤見積書

- ・金額は税抜で記載すること。また内訳を記載し、代表者印を押印すること。
- ・見積上限額5,000,000円(税込)を超えないこと

(2) 提出部数

上記(1)提出書類について、正本1部、副本5部を提出。

※ 企画提案書【様式1】については、電子媒体(CD-R)も提出。

(3) 提出期限

令和3年3月24日(水)午後5時まで

(4) 提出方法

下記まで持参又は郵送により提出。(郵送の場合は書留郵便に限る。)により提出。

提出先：静岡市役所 清水庁舎5階 静岡市産業政策課 企画係

(〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号)

受付時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間。

7 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、記載に当たっては、「地域農水産物等 首都圏販路拡大等支援業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

(2) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版を基本とし、それを超えるものはA4版の大きさに折り曲げること。
- ② 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で読み込めるよう簡潔な内容とすること。
- ③ ファイルに綴じるなど、散逸しない形とすること。

(3) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ② 企画提案書の提出は、1社につき1提案とします。

8 審査及び審査項目について

(1) 審査について

- ① プロポーザル参加者が4者以上の場合は様式1による事前審査を実施し、この審査を通過した提案についてのみ「審査員による書面審査」を実施する。

なお、プロポーザル参加者が3者以下の場合は事前審査を省略し、書面審査のみ実施する。

- ② 事前審査の実施結果等については、令和3年3月26日(金)午後5時までに通知する。

(2) 審査方法について

①審査方法等

ア プロポーザル参加者から事前に提出された企画提案書の評価を行い、審査する。

イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた

者を選定する。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割（35点）未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

(3) 審査結果

①審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知する。

②審査結果の公表

提案者名及び審査結果については、公開することができることとする。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合

~~(2) ヒアリング審査に参加しなかった場合~~

(3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

(4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の拡大等、今後の状況変化に伴い、事業の中止又は内容の見直し等を行う可能性があることに留意すること。

11 問合せ

静岡市 経済局 商工部 産業政策課 企画係（担当：佐藤）
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）
Tel 054-354-2185 Fax 054-354-2132
E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

地域農水産物等 首都圏販路拡大等支援業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点1	① 事業コンセプト等	・事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5点	×1	5点
	② 年間スケジュール及び調理ワークショップの企画提案力 ※地域の魅力を発信する企画案を2テーマ設定し、提案すること	・事業目的達成のための適切なスケジュールとなっているか。 ・事業目的達成のため、首都圏の消費者が持つニーズを捉え、地域の魅力を発信するための提案がなされているか。	5点	×2	10点
視点2	③ 地域農水産物等の選定方法及びワークショップの場づくり	・地域農水産物及び生産者等の選定において、受託者のノウハウを活かした提案がなされているか。 ・ワークショップの実施に向けて、生産者のヒアリング等を通じたシナリオ作りなど、受託者のノウハウを生かした提案がなされているか。	5点	×3	15点
	④ 参加者の募集について	・首都圏の消費者、特に地方の産品に興味がある層への集客及び情報発信が期待できる体制が準備できているか。	5点	×2	10点
	⑤ フォローアップ	・事業を通じて、生産者の商品をECサイト等で販売するための適切なフォローができるか。 ・事業を通じた認知度向上に向けた取組みが提案されているか。	5点	×1	5点
視点3	⑥ 事業効率性	・見積上限価格に対して、見積金額がいくらとなっているか。	5点	×1	5点
合計					50点